

## [指定第 1 号通所事業]重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(倉敷市指定 第 3370205928 号)

当事業所はご契約者に対して指定第 1 号通所事業を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。  
要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です

### ◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	5
7. 事故発生時の対応	6
8. 損害賠償	6
9. 非常災害対策	6
10. 個人情報保護の取り扱いについて	6
11. サービス提供記録の開示について	6
12. 緊急連絡先	6

## 1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人 賀新会  
(2) 法人所在地 岡山県倉敷市玉島 1334-1 番地  
(3) 電話番号 086-526-5511  
(4) 代表者氏名 理事長 西山 武  
(5) 設立年月 昭和 50 年 12 月 3 日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防地域密着型通所介護事業所・平成 28 年 4 月 1 日指定  
倉敷市指定 3370205928  
(2) 事業所の目的 要支援状態にある高齢者に対し、適正な第 1 号通所事業を提供する  
(3) 事業所の名称 地域密着型デイサービス ニューエルダー  
(4) 事業所の所在地 岡山県倉敷市玉島 1661-1 番地  
(5) 電話番号 086-526-6122  
(6) 事業所管理者 藤原 圭介  
(7) 事業所の運営方針 利用者様が居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、総合的なサービスの提供に努める  
(8) 開設年月 平成 23 年 2 月 1 日  
(9) 利用定員 10 名

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 倉敷市  
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日（祝日も営業）
休業日	土・日曜日、12 月 31 日～1 月 3 日
営業時間	8 時 30 分～17 時 30 分
サービス提供時間	9 時 30 分～16 時 45 分

## 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防通所介護サービス又は介護予防通所介護相当サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	1 名			
生活相談員		1 名	1 名	2 名
機能訓練指導員	1 名		1 名	
介護職員	1 名		1 名	

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
生活相談員	勤務時間 ①8：30～17：30 原則として1名の生活相談員が勤務します
介護職員	勤務時間 ①8：30～17：30 原則として1名の介護職員が勤務します

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）\*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（9割又は8割）が介護保険から給付されます。

☆利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで介護予防通所介護計画に定めます。

☆共通的サービス

①食事の介助（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）

- ・食事の準備、介助を行います。
- ・当事業所では、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂（居間）にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 12：00から

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。

③排泄

- ・ご契約者の排せつの介助を行います。

④送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑤レクリエーション

- ・ご契約者の心身の機能減退の防止を目的としたレクリエーションを行います

〈サービス利用料金（1回あたり）〉（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆基本サービス（1割負担の場合）

要支援1	1798円/月
要支援2	3621円/月

☆加算・減算対象サービス

- ・栄養アセスメント加算 50円/月
- ・栄養改善加算 200円/月
- ・科学的介護推進体制加算 40円/月
- ・サービス提供体制強化加算Ⅱ (要支援1) 72円/月  
(要支援2) 144円/月
- ・介護職員等処遇改善加算Ⅱ 9.0%
- ・未送迎時の減算 △47円/片道

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

\*以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：1食あたり 600円

②レクリエーション、クラブ活動にかかる実費

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧・複写できますが、サービスと無関係の複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき10円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代：リハビリパンツ165円/枚・尿取りパット30円/枚・紙おむつ200円/枚

⑤通常の事業実施区域以外への送迎

通常の実施区域外の地区にお住いの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、通常の事業実施区域を超えた地点から片道1キロメートルごとに20円頂きます。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求し、翌々月4日に引落しをさせていただきます。

※翌月末までに口座の確認をお願いします。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第7条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、介護予防通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

**【食事キャンセル料金について】**

300円 (ご利用日前日17:30以降にお休みのご連絡を頂いた場合に発生)

※月曜日の場合は、前の週の金曜日17:30までにご連絡下さい。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○サービスの提供にあたり、不当な理由なく提供を拒むことはありません。しかし、以下のことがある場合、サービスの提供を中止させて頂くことがあります。

- ・他者への暴言・暴力行為がみられる場合
- ・利用料金の支払いが3ヶ月滞った場合

6. 苦情の受付について (契約書第20条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 藤原 圭介 (TEL:086-526-6122)

○受付日時 毎週月曜日～金曜日 10:00～16:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

倉敷市介護保険課	086-426-3343	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土日祝及び12/29～1/3を除く)
岡山県社会福祉協議会	086-226-9400	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土日祝及び12/29～1/3を除く)
岡山県国民健康保険団体連合会	086-223-8811	月曜日～金曜日 8:30～17:00 (土日祝及び12/29～1/3を除く)

7. 事故発生時の対応

(1) サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に関して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

倉敷市指導監査課	086-426-3297	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土日祝及び12/29～1/3を除く)
----------	--------------	--

### 8. 損害賠償

当事業所のサービス提供中に、ご利用者の生命・身体・財産に対して賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに損害賠償いたします。ただし、天変地異などの不可抗力による場合など、事業者が故意過失がない場合はこの限りではありません。また事故発生時にご利用者に重大な過失があった場合は損害賠償を減じることがあります。

### 9. 非常災害対策

非常災害の発生に備え、避難経路及び協力機関等との連携方法を策定し、定期的に避難誘導訓練を実施します。

### 10. 個人情報保護の取り扱いについて

事業所の従業員は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。事業所の従業員であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を漏らしません。事業者は、ご利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、必要な範囲内にご利用者又はご家族の個人情報を利用することがあります。

#### 11. サービス提供記録の開示について

サービス提供の記録（カルテ）の閲覧につきましては希望に応じます。なお、閲覧可能な方は原則としてご本人様、となりますのであらかじめご了承ください。

#### 12. 緊急連絡先

地域密着型デイサービス ニューエルダー (086) 526-6122

平成 24 年 1 月 4 日改正  
平成 24 年 4 月 1 日改正  
平成 25 年 6 月 1 日改正  
平成 26 年 4 月 1 日改正  
平成 27 年 4 月 1 日改正  
平成 28 年 4 月 1 日改正  
平成 29 年 4 月 1 日改正  
令和 1 年 10 月 1 日改正  
令和 2 年 6 月 1 日改正  
令和 3 年 4 月 1 日改正  
令和 6 年 4 月 1 日改正  
令和 6 年 6 月 1 日改正  
令和 7 年 4 月 1 日改正